



「夏季手当」第1回交渉開催！ 『増収増益』を成し遂げた努力に報いよ！

本部は5月31日、2019年度夏季手当支払いについて、「申第6号」の第一回団体交渉を開催した。1回目の交渉では、組合側からの要求の趣旨説明を行い、2018年度期末決算の状況、さらに大型連休中のご利用状況など含め、経営体力は十分にあり、まさに、組合員の努力に報いる要求にしっかり応えるべきであるとした。また、「変革2027」は、生活における豊かさを起点とした社会への「あらたな価値」を当社が提供するものであり、引き続き「究極の安全」を経営のトッププライオリティに位置付け、「社員・家族の幸福」の実現に向け、当社グループ最大の財産である「社員の働きがいの実現」を求めるものであると、要求の趣旨について強く主張した。

2019年度夏季手当要求について「申第6号」 (2月12日提出)

- (1) 基準内賃金の3.2ヶ月分を、6月28日までに支払うこと。
- (2) 成績率の適用については公正厳格に行うとともに、人材育成に有効に活用すること。
- (3) 好調な企業業績を踏まえ、安全・サービスに更なる投資を行うこと。

「変革2027」を成し遂げる
ためにも、働きがいの創出・モチベーションを高めることが
必要だ！



社員の働きがいの創出を！
変革に向けてさらなる成果配分
を求める！

